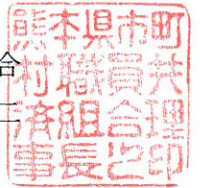


平成 2 8 年 4 月 2 8 日

所 属 所 長 様

熊 本 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合

理 事 長 田 嶋 章 二



平成 2 8 年熊本地震で被災した組合員等の一部負担金等の取扱いについて（通知）

平成 2 8 年熊本地震により被災されました所属所並びに組合員の皆様に、心よりお見舞申し上げます。さて、標記の件につきまして総務省自治行政局公務員部福利課の要請に基づき、下記のとおり取扱いますのでお知らせします。

また、当該取扱いに基づき一部負担金等の猶予を受けようとする者は、組合にその旨を申請し、当該猶予に係る証明書の交付を受けることとされておりますが、厚生労働省保険局医療課より、保険医療機関における証の提示ができない場合の取扱い等が示されていることから、当該証明書の交付手続きにおいても省略させていただきます。（本取扱いについては、ホームページにも掲載します）

なお、任意継続組合員の方につきましても同様の取扱いとなります。

#### 記

#### 1. 徴収を猶予する一部負担金等の範囲

保険医療機関等における以下の一部負担金等の支払いについては、組合員又は被扶養者から保険医療機関等への直接の支払いに代えて、共済組合が保険医療機関等に支払うとともに、共済組合が組合員から一部負担金等相当額を徴収する整理とし、その徴収を猶予するものとする。

- ・ 一部負担金
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額  
（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額  
（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

#### 2. 対象者の要件

（1）及び（2）のいずれにも該当する者であること。

- （1）平成 2 8 年熊本地震に係る災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）の適用市町村に住所を有する（地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）の組合員又は被扶養者であること。
- （2）平成 2 8 年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 組合員が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 組合員の行方が不明である場合

#### 3. 取扱いの期間

当面、7 月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、7 月末日まで徴収を猶予するものとする。

平成28年4月15日  
内閣府（防災担当）

平成28年熊本県熊本地方の地震に係る  
災害救助法の適用について  
【第1報】

1. 災害の概要

平成28年熊本県熊本地方の地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、熊本県は県内全45市町村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【熊本県】 熊本市 （くまもとし） 八代市 （やつしろし） 人吉市 （ひとよしし） 荒尾市 （あらおし） 水俣市 （みなまたし） 玉名市 （たまなし） 山鹿市 （やまがし） 菊池市 （きくちし） 宇土市 （うとし） 上天草市 （かみあまくさし） 宇城市 （うきし） 阿蘇市 （あそし） 天草市 （あまくさし）	4月14日	平成28年4月14日の熊本県熊本地方の地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

合志市 (こうしし) 下益城郡美里町 (しもましきぐんみさとま ち) 玉名郡玉東町 (たまなぐんぎよくとうま ち) 玉名郡南関町 (たまなぐんなんかんま ち) 玉名郡長洲町 (たまなぐんながすまち) 玉名郡和水町 (たまなぐんなごみまち) 菊池郡大津町 (きくちぐんおおづまち) 菊池郡菊陽町 (きくちぐんきくようま ち) 阿蘇郡南小国町 (あそぐんみなみおぐにま ち) 阿蘇郡小国町 (あそぐんおぐにまち) 阿蘇郡産山村 (あそぐんうぶやまむら) 阿蘇郡高森町 (あそぐんたかもりまち) 阿蘇郡西原村 (あそぐんにしはらむら) 阿蘇郡南阿蘇村 (あそぐんみなみあそむ ら) 上益城郡御船町 (かみましきぐんみふねま ち) 上益城郡嘉島町 (かみましきぐんかしまま ち) 上益城郡益城町 (かみましきぐんましきま ち) 上益城郡甲佐町 (かみましきぐんこうさま ち) 上益城郡山都町 (かみましきぐんやまとち ょう) 八代郡氷川町 (やつしろぐんひかわちよ う)			
--	--	--	--

葦北郡芦北町 (あしきたぐんあしきたま ち) 葦北郡津奈木町 (あしきたぐんつなぎま ち) 球磨郡錦町 (くまぐんにしまち) 球磨郡多良木町 (くまぐんたらぎまち) 球磨郡湯前町 (くまぐんゆのまえまち) 球磨郡水上村 (くまぐんみずかみむら) 球磨郡相良村 (くまぐんさがらむら) 球磨郡五木村 (くまぐんいつきむら) 球磨郡山江村 (くまぐんやまえむら) 球磨郡球磨村 (くまぐんくまむら) 球磨郡あさぎり町 (くまぐんあさぎりちよ う) 天草郡苓北町 (あまくさぐんれいほくま ち)			
---	--	--	--

## 2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問い合わせ先  
 内閣府政策統括官（防災担当）付  
 参事官（被災者行政担当）付  
 高相、進藤、山内  
 TEL 03-5253-2111（内線51359）  
 03-3593-2849（直通）